

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

福島信用金庫（理事長 樋口 郁雄）では、政府・産業界・金融界が一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記の取組みを行うこととしましたので、お知らせします。

当金庫は引き続きお客さまの生産性向上に向けた多様なサービスの提供を行ってまいります。

記

1. 変更内容

内容	概要・備考	実施日
手形・小切手発行を伴う当座預金の新規開設停止	一般当座預金、マル専当座預金（手形）の新規口座開設を停止します。決済用資金をお預入れいただく場合は「決済用普通預金」または「普通預金」のご利用をお願いします。 なお、すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。	令和7年4月1日
手形帳・小切手帳の新規発行受付終了	当座預金口座をお持ちの全てのお客様を対象に、手形帳・小切手帳の新規発行受付を終了します。 令和8年4月1日（水）以降、手元に残った小切手・約束手形は継続して利用可能です。	令和8年3月31日
令和9年4月以降を期日とする手形等の代金取立受付の停止	令和9年4月以降を期日とする手形等（先日付小切手を含む）について、期日管理をおこなう代金取立ての受付を停止します。該当の手形等をお持ちのお客さまは令和7年7月31日（木）まで取引店にお持ち込みください。	令和7年4月1日

2. 手形・小切手機能の全面的な電子化について

手形・小切手の電子化には、現物紛失リスクの低減に加え、押印・発送・保管にかかる事務負担の軽減や印紙税の削減など、支払側と受取側双方に様々なメリットがございます。代替手段として、電子記録債権（でんさいネットサービス）やインターネットバンキング等からの振込に切り替えていただくことで、業務効率化・生産性向上につながります。

以上